

飛 翔

労働保険事務組合
 東京SR経営労務センター
 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町
 3-7-12 清話会ビル4階
 ☎03(3264)0751・FAX 03(3264)0753
 URL <http://tokyo-sr.jp>
 発行人 川崎 秀明
 編集 会員委員会



会津駒ヶ岳 イワショウブ（撮影 近藤雅幸）

目次

会長ごあいさつ …………… 2	トイレでの出会い 中央ブロック 佐藤 康三 …… 14
東京SR経営労務センター 令和元年度総代会報告 …………… 3	◆行政窓口情報◆
東京SR建設業労災福祉協会 令和元年度通常総代会報告 …… 10	<ハローワーク飯田橋> …………… 16
◆交流のひろば◆	<中央労働基準監督署> …………… 17
地図を読むこと 武蔵野ブロック 近藤 雅幸 …… 13	◆会員委員会からの報告◆
	事務局からのお知らせ …………… 18



飛翔するSR

東京SR経営労務センター会長 川崎 秀明

会員の皆様には日頃より東京SRの事業運営にご支援、ご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

去る6月14日に開催されました総代会におきまして、東京SRセンター創立30周年、建設業福祉協会創立25周年の記念式典と祝賀会を昨年6月27日に開催し、また10月12日には全国SR交流会を東京で盛会裏に終了できたこと、社労士会員・事業主会員ともに順調に増え、SRの組織、財政基盤が盤石なものとなってきていること、30億を超える保険料納付を事故なく済ませたことなどを報告した上で今後も引き続き「事務組合として健全・適正な運営」に努めることをお約束いたしましたところ、すべての審議事項について異議なくご承認をいただくことができました。併せて私の会長職再任を含め、他の役員人事につきましてもご承認いただきました。まずもってご報告申し上げます。

最新（6月末現在）の数字を申し上げますと、社労士会員数は1,176名と昨年同月に比べ72名、6.5%増を達成することができましたし、事業主会員数も4,746事業所（204事業所、4.5%増）、委託事業場数では7,330事業場（480事業場、7%増）となりました。

これほどの規模の団体組織で毎年こうした成長を続けるところはそうはないと自負しておりますが、同時にこのことは社労士会員お一人おひとりが東京SRをご愛顧くださり、積極的なかわりを持っていただいていることの証しであり、結果であると承知しております。改めて感謝申し上げます。

今年度もすでに「正副会長・各ブロック委員・各委員会委員合同会議」を開催し、具体的な活動方針を定めました。総務委員会はSRのPR動画制作や未加入社労士、事業所を対象にしたセミナーの開催を目指しておりますし、業務委員会には本年度も開業歴の浅い会員や事務所職員向けの講習を含め、入会説明会・年更実務研修会開催、業務事例集発行等に奮闘いただくこ

とになります。研修委員会には延べ500名以上の申し込みを集める研修会（他県SR会員や未加入会員参加も歓迎しています）の実施に加え「こんなに得する各種支援事業」を研修会の中でPRしていただきます。IT委員会は引き続き、電子申請の利用促進とHP（特に会員オプションページ）の充実化、会員委員会は「飛翔」の発行と会員親睦のためのレクリエーションの実施のため早くから活発に動いています。綱紀委員会については委員会への諮問がないことが何よりと考えておりますが、近年大所帯ゆえの問題も散見されることから開催をお願いすることもあろうかと考えています。また、ブロック委員に関しては引き続き新規会員、未加入会員を惹きつける魅力あるブロック会議の開催に努めていただきたいと思います。そのためにも一層、本会支部長等との緊密な連携を図っていただきたいと思います。

様々な場面で申し上げていることですが、改めて申し上げます。以上の活動の成果、成果物はSR自体の宣伝や事務組合としての法定の義務を果たしているだけというようには捉えられません。皆様は無償配布している2種のパンフレット（SR紹介用、事務所案内用）はいずれもゴム版を押ししたり印字したりすれば、そのまま会員事務所案内パンフレットとして使用できますし、「こんなに得する各種の支援事業」チラシも少し加工すれば事務所の営業ツールとしてお使いいただけるものです。研修会も知識習得の機会ととらえるだけでなく、講師の話法やレジュメ資料等のつくり方にこそ着目、参考になさってください。

また、実務研修等で得る中小事業主や一人親方の「特別加入」、事務組合「委託」や「組替え」、「個別への移行」に関する知識自体も知らざる社労士との差別化につながるものと確信しています。

本年度も皆様の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

東京SR経営労務センター 令和元年度総代会報告

令和元年6月14日(金)午後2時30分より東京ガーデンパレスにおいて令和元年度総代会が開催されました。

本年度は役員改選など重要案件が熱心に討議され、審議の結果、議案第1号から第6号までの総ての議案が原案どおり承認されました。

総代会次第、審議事項は下記のとおりです。



吉永副会長



川崎会長



亀谷議長・金光副議長

令和元年度通常総代会次第

- | | | |
|----------------|------------------------------------|-----------------|
| 1. 開会の辞 | 副会長 吉 永 晋 治 | |
| 2. 会長挨拶 | 会 長 川 崎 秀 明 | |
| 3. 出席者数の確認報告 | 633名 (委任状を含む) | |
| 4. 議長・副議長の選出 | 議 長：亀 谷 康 弘 | 副 議 長：金 光 仙 子 |
| 5. 議事録署名人の選出 | 太 田 雅 美 | 横 山 玲 子 |
| 6. 議事運営委員会の選出 | 委員長：今 井 裕 一 | 副委員長：柱 山 步 |
| | 原 幸一郎 | 滝 口 修 一 |
| | 山 本 昌 之 | |
| 7. 議 事 | | |
| <審議事項> | | |
| 第1号議案 | 平成30年度事業報告に関する件 | |
| 第2号議案 | 平成30年度収入支出決算報告に関する件
(監 査 報 告) | |
| 第3号議案 | 令和元年度事業計画(案)に関する件 | |
| 第4号議案 | 令和元年度収入支出予算(案)に関する件 | |
| 第5号議案 | 事務処理規約の一部改正(案)に関する件 | |
| 第6号議案 | 役員の改選に関する件 | |
| <報告事項> | | |
| 会員慶弔見舞金規程の一部改正 | | |
| 8. 来賓祝辞 | 東京都社会保険労務士会 | 副 会 長 味 園 公 一 様 |
| | 東京社会保険労務士協同組合 | 理 事 長 相 馬 誠 一 様 |
| | 東京SR経営労務センター | 顧 問 新 堀 英 行 様 |
| 9. 閉会の辞 | 副会長 平 澤 貞 三 | |

来賓出席者御芳名

(順不同)

● 東京労働局労働保険徴収部

徴収課長補佐 森 田 隆 芳 様

● 東京労働局労働保険徴収部

事務組合室長補佐 柏 葉 英 彦 様

● 中央労働基準監督署

署 長 宮 崎 正 行 様

● 飯田橋公共職業安定所

所 長 松 井 勝 様

● 東京都社会保険労務士会

副 会 長 伊 原 毅 様

副 会 長 机 秀 明 様

副 会 長 永 井 哲 也 様

専 務 理 事 眞 鍋 克 裕 様

常 務 理 事 長 尾 修 治 様

● 東京都社会保険労務士会

千代田統括支部長 森 俊 介 様

中央統括開業部会長 山 本 奈 央 様

城西統括支部長 宇 野 尚 志 様

臨海統括支部長 萩 原 知 治 様

城東統括支部長 田 中 誠 様

武蔵野統括支部長 永 井 康 幸 様

● 東京社会保険労務士協同組合

副 理 事 長 吉 田 公 明 様

● 全国労働保険事務組合連合会 東京支部

事 務 局 長 森 泉 尚 人 様

● 東京都社会保険労務士会

会長代理(副会長) 味 園 公 一 様

● 東京都社会保険労務士政治連盟

会 長 柏 木 弘 文 様

● 東京社会保険労務士協同組合

理 事 長 相 馬 誠 一 様

● 全国労働保険事務組合連合会 東京支部

支 部 会 長 吉 田 一 郎 様

● 飯田橋労働保険事務組合協議会

会 長 段 下 正 志 様

● 東京都社会保険労務士会

中央支部長 飯 野 正 明 様

台東副支部長 竹 山 文 様

新宿支部長 石 川 光 子 様

港支部長 竹 内 早 苗 様

品川支部長 鈴 木 祐 一 郎 様

目黒支部長 小 泉 正 典 様

渋谷支部長 松 本 健 様

世田谷支部長 清 水 光 彦 様

豊島支部長 吉 永 晋 治 様

練馬支部長 本 橋 秀 次 様

墨田支部長 廣 野 正 通 様

葛飾支部長 疋 田 秀 裕 様

江戸川支部長 遠 藤 誠 様

● 協力企業

(株)労働新聞社 細 田 洋 太 朗 様

● 東京SR経営労務センター

顧 問 新 堀 英 行 様

顧問弁護士 樋 口 治 朗 様



今井議事運営委員長



東京都社会保険労務士会
味園公一会長代理(副会長)



東京社会保険労務士協同組合
相馬誠一理事長



東京SR経営労務センター
新堀顧問



平澤副会長



ご来賓の皆様



ご来賓の皆様（懇親会）



東京労働局の皆様



中央労働基準監督署
宮崎正行署長



飯田橋公共職業安定所
松井勝所長



全国労働保険事務組合連合会東京支部
吉田一郎支部会長



新正副会長

平成30年度事業報告（要旨）

平成30年度における当SRセンターの主な事業内容は次のとおりです。

- ① 労働保険料の申告、納付、徴収の適正化を図り法定納期内完納に努めた。
- ② 労働保険未手続事業所に対して積極的な加入勧奨を行い、適用促進に努めた。
- ③ 個人情報適切な保護および管理により機密保持の確保を徹底した。
- ④ 年度更新業務等の事務処理効率化に努めた。
- ⑤ マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等について適正処理に努めた。
- ⑥ 研修会等を開催し、会員の資質の向上並びに更なる労働保険事務の円滑なる推進に努めた。
- ⑦ 新規入会者説明会を毎月2回実施した結果、新規社会保険労務士会員75名、事業主会員532事業所が入会し組織の拡大が図られた。
- ⑧ 広報活動として、会報「飛翔」を年2回発行、各種業務情報（事例集No.119～124）の提供等を実施するなど、会員へのサービス充実に努めたほか、当センター研修会開催案内を東京都社会保険労務士会会報に同封し周知した。
- ⑨ 医薬会社、医療機関と契約し、事業主会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、総合的福利厚生事業等の紹介、WEBサイトを利用した会員事務所用パンフレット・ホームページの作成支援、傷害共済制度の紹介、選択制確定拠出年金制度の紹介、エンディングプランの紹介を行った。
- ⑩ 会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑪ 雇用保険電子申請システムの利用促進に努めた。
- ⑫ 「賃等報告」作成支援システム（SR-SaaS）の利用促進に努めたほか、法令改正等情報を随時ホームページに掲載し、電子メールにより会員への迅速な情報提供を実施した。
- ⑬ ブロック活動の一環としてブロック交流会を開催し、東京都社会保険労務士会統括支部長及び支部長を招き、ブロック会員、正副会長による意見交換を行った。
- ⑭ 東京都社会保険労務士会協力のもと、新規入会者に対して当センターのパンフレットの配付をしたほか、新規登録入会研修会において、当センターの周知と加入勧奨を実施した。
- ⑮ 記念事業準備委員会が中心となり、平成30年6月27日(水)に当センター創立30周年及び福祉協会創立25周年事業を実施し盛会裏に終了した。
- ⑯ 平成30年7月13日(金)アクア博多において全国SR経営労務センター・福祉協会世話人会を開催し、



退任副会長花束贈呈



吉野前副会長退任挨拶

「全国SR共通システム」の構築要望について及び第15回全国SR交流会についての協議を行った。

- ⑰ 平成30年10月12日(金)当SRセンターが開催幹事役としてホテルグランドパレスにおいて第15回全国SR経営労務センター・福祉協会交流会を開催し、組織の強化拡充について及びSR共通システムの構築について議論した。
- ⑱ 平成30年11月20日(火)AP八重洲通り会議室において会員増強を図るための外部向けセミナーを開催した。
- ⑲ 平成30年12月13日(木)全国社会保険労務士会連合会会議室においてSR共通システムの構築について協議を行った。
- ⑳ 平成31年3月1日(金)神戸「生田神社会館」において「SR共通システムの構築について」の今後の取り組み等について協議を行った。
- ㉑ 平成31年3月22日(金)名古屋「さかえビル」会議室において、SR事務処理新システムプロジェクト会議が開催され、「SR事務処理新システム」に係る機能の決定について協議を行った。

平成30年度決算報告

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		平成30年度 決算額	勘定科目		平成30年度 決算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		97,049,900	1. 事業費		31,673,958
2. 会費収入②		5,845,500		(1)研修会費	2,927,546
3. 会費収入③		910,500		(2)助成費	13,615,136
4. 入会金収入		5,280,000		(3)広報活動費	2,319,699
5. 報奨金等収入		16,646,035		(4)IT対策費	670,572
	(1)報奨金	14,344,100		(5)福祉事業費	941,902
	(2)適用促進奨励金	1,733,616		(6)年度更新業務費	3,642,132
	(3)中退金等手数料	568,319		(7)創立30周年記念事業費	7,556,971
6. 事務受託費		13,180,000	2. 管理費		110,509,822
7. 雑収入		9,043,131		(1)人件費	62,519,160
	(1)雑収入	9,041,133		(2)会議費	5,165,675
	(2)受取利息	1,998		(3)事務所借入等需用費	42,824,987
8. 創立30周年 記念事業積立金		8,000,000	3. 予備費		200,000
当期収入合計(A)		155,955,066	当期支出合計(C)		142,383,780
前期繰越金		23,041,364	当期収支差額(A)-(C)		13,571,286
収入の部合計(B)		178,996,430	前期繰越金		23,041,364
			支出の部合計		178,996,430
			次期繰越収支差額(B)-(C)		36,612,650
			事務所移転準備積立金		5,000,000
			システム開発積立金		10,000,000
			次期繰越金		21,612,650

令和元年度事業計画

I. 労働保険事務組合の運営に関する事業

- (1) 労働保険料の申告、納付、徴収の適正化
- (2) 労働保険未手続事業所の適用促進
- (3) 個人情報の適切な保護および管理による機密保持の徹底
- (4) 年度更新業務等の事務処理効率化
- (5) マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等についての適正処理

II. 組織の充実に関する事業

1. 研修・講習に関する事業

- (1) 労働保険・安全衛生・人事労務管理及び経営管理に関する研修・講習の充実
- (2) 会員に対する年度更新事務を始めとした事務組合実務の研修会・講習会の開催
- (3) 加入希望社労士に対する説明会の開催（新規加入会員必須実務研修）
- (4) 外部向けセミナーの開催

2. 広報活動に関する事業

- (1) 会報「飛翔」の発行
- (2) ホームページ活用による労働保険関係情報の周知
- (3) 各種業務情報（事例等情報）の提供
- (4) 東京都社会保険労務士会会報等による広報活動
- (5) 東京都社会保険労務士会「新規登録入会研修会」等での当SRセンターの紹介

3. 福利厚生に関する事業

- (1) 会員事業所等の福利厚生の充実支援
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 嘱託産業医のあっ旋
 - ③ 家庭用常備薬のあっ旋
 - ④ 総合的人材確保支援とメンタルヘルスケア事業の紹介
 - ⑤ 総合的福利厚生事業等代行の紹介
 - ⑥ 傷害共済制度の紹介
 - ⑦ 選択制確定拠出年金制度の紹介
 - ⑧ エンディングプランの紹介
- (2) 社会保険労務士会員に対する支援
 - ① 会員活動助成金支給制度
 - ② 事業主会員増強奨励金制度
 - ③ 適用促進奨励費
 - ④ 中退金等手数料
 - ⑤ 業務関連図書等の紹介
 - ⑥ 事務所PR用パンフレット・ホームページの作成支援

4. IT化の促進事業

- (1) 雇用保険電子申請の利用促進
- (2) 会員への電子メールによる迅速な情報伝達の実施
- (3) 「賃金等の報告」作成支援システム（SR-SaaS）の利用促進
- (4) ホームページの充実

5. ブロック活動

- (1) ブロック内の会員相互の連携・協力と親睦の促進及び労働保険に関する勉強会等の充実
- (2) 東京都社会保険労務士会各支部会員とブロック委員との情報交換等交流及び相互協力体制の確立による会員加入の促進

Ⅲ. 事務局の充実

(1) 業務の簡素・効率化の推進

Ⅳ. 東京SR建設業労災福祉協会との連携強化

Ⅴ. 東京都社会保険労務士会及び統括支部・各支部との連携強化

Ⅵ. 全国・関東地区等SR経営労務センターとの交流

Ⅶ. 飯田橋労働保険事務組合協議会事業への協力

Ⅷ. 関係団体との交流

令和元年度収支予算

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和元年度 予算額	勘定科目		令和元年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		100,000,000	1. 事業費		27,190,000
2. 会費収入②		6,000,000		(1)研修会費	3,500,000
3. 会費収入③		1,080,000		(2)助成費	14,540,000
4. 入会金収入		6,000,000		(3)広報活動費	3,300,000
5. 報奨金等収入		17,710,000		(4)IT対策費	1,000,000
	(1)報奨金	14,400,000		(5)福祉事業費	1,200,000
	(2)適用促進奨励金	1,740,000		(6)年度更新業務費	3,650,000
	(3)中退金等手数料	1,570,000	2. 管理費		116,750,000
6. 事務受託費		13,145,000		(1)人件費	67,900,000
7. 雑収入		2,602,000		(2)会議費	6,500,000
	(1)雑収入	2,600,000		(3)事務所借入等需用費	42,350,000
	(2)受取利息	2,000	3. 予備費		2,597,000
当期収入合計(A)		146,537,000	当期支出合計(C)		146,537,000
			当期収支差額(A)-(C)		0
前期繰越金		21,612,650	前期繰越金		21,612,650
収入の部合計(B)		168,149,650	支出の部合計		168,149,650
			次期繰越収支差額(B)-(C)		21,612,650

東京SR経営労務センター会員状況 (平成31年3月31日現在)

1. 社会保険労務士会員

会員数	法人会員数	計
990	163	1,153
(950)	(140)	(1,090)

注) () は前年同月数です。

2. 事業主会員

事業所数	一元適用事業所	二元適用事業所	計
	2,953	1,766	4,719
(2,850)	(1,617)	(4,467)	
事業場数	3,120	4,063	7,183
	(3,006)	(3,691)	(6,697)

注) () は前年同月数です。

「事務処理規約」「会員慶弔見舞金規程」の一部が改正されました。

※改正内容につきましては、ホームページ会員専用ページの総代会議案書でご確認ください。

新役員紹介

(正副会長)

会長 川崎 秀明
副会長 亀谷 康弘
副会長 平澤 貞三
副会長 滝口 修一
副会長 山本 昌之
副会長 吉永 晋治

(会計理事)

理事 藤井 しのぶ

(千代田ブロック)

理事 河野 真理
理事 滝口 修一
理事 藤井 しのぶ
理事 安田 恵子
理事 横山 玲子

(中央ブロック)

理事 金光 仙子
理事 川崎 秀明
理事 原 幸一郎
理事 西嶋 良信

(城西ブロック)

理事 飯塚 加壽子
理事 石川 光子
理事 井下 英誉
理事 植本 剛
理事 吉開 久子

(臨海ブロック)

理事 大西 貴
理事 折笠 総子
理事 加藤 陽子
理事 徳畑 園江
理事 平澤 貞三
理事 古澤 和哉

(山手ブロック)

理事 大竹 正夫
理事 小磯 優子
理事 佐尾 輝
理事 住 美賀子
理事 中村 美智子

(城東ブロック)

理事 薄井 正己
理事 田中 誠
理事 松山 正光
理事 向井 了一
理事 山本 昌之

(武蔵野ブロック)

理事 市村 玲子
理事 内田 保男
理事 香取 美恵子
理事 亀谷 康弘
理事 近藤 雅幸
理事 吉村 光弘

(多摩ブロック)

理事 笠島 弘睦
理事 菅沼 真奈美
理事 高橋 祐子
理事 吉野 美奈子

(城北ブロック)

理事 今井 裕一
理事 岩元 撰
理事 神田 一樹
理事 後藤 正英
理事 佐藤 信
理事 田島 秀松
理事 永田 幸江
理事 山崎 早苗
理事 吉永 晋治

(事務局)

常務理事 清野 博之

(監事)

監事 小林 幸雄
監事 中川 一夫

(顧問)

顧問 大槻 哲也
顧問 新堀 英行
顧問 三井田 信二

新ブロック委員紹介

(千代田ブロック)

ブロック長 河野 真里
副ブロック長 藤井しのぶ
委員 酒井 典子
委員 安田 恵子

(中央ブロック)

ブロック長 原 幸一郎
副ブロック長 太田 雅美
委員 荒井 一孔
委員 奥山 良二
委員 久保由香子
委員 倉田 憲一
委員 森泉 浩一

(城西ブロック)

ブロック長 井下 英誉
副ブロック長 飯塚加壽子
委員 石川 光子
委員 植本 剛
委員 吉開 久子

(臨海ブロック)

ブロック長 大西 貴
副ブロック長 加藤 陽子
委員 稲次真樹子
委員 折笠 総子
委員 藤原健次郎

(山手ブロック)

ブロック長 佐尾 輝
副ブロック長 大竹 正夫
委員 小磯 優子
委員 杉村 卓哉
委員 住 美賀子

(城北ブロック)

ブロック長 今井 裕一
副ブロック長 曾布川哲也
委員 武江 勇
委員 永田 幸江
委員 和田 静江

(城東ブロック)

ブロック長 松山 正光
 副ブロック長 薄井 正己
 委員 天野 浩恵
 委員 丹治美和子
 委員 土田 三男
 委員 三浦 信二
 委員 渡邊佐和子

(武蔵野ブロック)

ブロック長 吉村 光弘
 副ブロック長 金田 千鳥
 委員 緒方 香織
 委員 熊谷 祐子
 委員 近藤 雅幸
 委員 福岡 秀行

(多摩ブロック)

ブロック長 高橋 祐子
 副ブロック長 犀川美佐緒
 委員 笠島 弘睦
 委員 菅沼真奈美
 委員 松本 貴孝

新委員会委員紹介

(総務委員会)

委員長 山崎 早苗
 副委員長 岩元 撰
 委員 今井 裕一
 委員 柱山 歩
 委員 原 幸一郎
 委員 山本 奈央

(業務委員会)

委員長 滝口 修一
 副委員長 横山 玲子
 委員 太田 雅美
 委員 金光 仙子
 委員 神田 一樹
 委員 吉村 光弘
 委員 和田 静江

(研修委員会)

委員長 住 美賀子
 副委員長 曾布川哲也
 委員 井下 英誉
 委員 酒井 嘉孝
 委員 畑野 博
 委員 藤井しのぶ

(IT委員会)

委員長 佐藤 信
 副委員長 佐尾 輝
 委員 石川 政告
 委員 濱塚 和彦
 委員 向井 了一

(会員委員会)

委員長 飯塚加壽子
 副委員長 安田 恵子
 委員 折笠 総子
 委員 近藤 雅幸
 委員 佐藤 康三
 委員 永田 幸江

(綱紀委員会)

委員長 植本 剛
 副委員長 西嶋 良信
 委員 小磯 優子
 委員 吉野美奈子

東京SR建設業労災福祉協会
令和元年度通常総代会報告

令和元年6月14日(金)午後1時30分より東京ガーデンパレスにおいて令和元年度通常総代会が開催され、議案第1号から第5号まで総ての議案が原案どおり承認されました。

また、第二種特別加入制度の周知が図られ、新規加入会員540名を加え、会員数は平成31年3月31日現在2,965名となりました。

平成30年度事業報告(要旨)

平成30年度における本会の主な事業内容は次のとおりです。

- ① 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理に努めた。
- ② 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等について適正な処理を行った。
- ③ 個人情報適切な保護及び管理を徹底した。
- ④ 一人親方等の特別加入制度のパンフレット配布を行うとともに、新規加入者には労災保険給付のしおりを配付するなど、当会及び労災保険制度の周知を図り、新規会員の加入促進を行った。
- ⑤ 東京都社会保険労務士会の協力を得て、当会の周知と更なる利用拡大を図った。
- ⑥ 創立25周年記念事業を東京SR経営労務センター等との連携のもと実施した。

- ⑦ 東京SR経営労務センターと協力し、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育等に関する周知の徹底を行い業務災害防止に努めた。
- ⑧ 医薬会社、医療機関と契約し、一人親方会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、オリジナル手帳を配付するなど会員福利厚生の実施に努めた。
- ⑨ 担当社会保険労務士会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑩ 東京SR経営労務センター会報（飛翔54号）へ当会の事業報告を掲載し事業内容の周知を行った。
- ⑪ 東京SR経営労務センターIT委員会との連携協力のもと、ホームページを活用した広報と情報の提供を図った。

平成30年度決算報告

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		平成30年度 決算額	勘定科目		平成30年度 決算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		1,620,000	1. 事業費		20,469,114
2. 会費収入		34,647,000		(1) 広報活動費	1,466,639
3. 雑収入		690		(2) 研修会費	602,321
4. 25周年記念事業積立金		2,000,000		(3) 支払手数料	279,936
				(4) 会員拡張奨励金	13,855,200
				(5) 年度更新業務費	1,265,274
				(6) 25周年記念事業費	2,999,744
			2. 管理費		19,638,233
				(1) 諸会議費	230,300
				(2) 事務委託費等需用費	19,407,933
			3. 予備費		0
当期収入合計(A)		38,267,690	当期支出合計(C)		40,107,347
			当期収支差額(A)-(C)		△1,839,657
前期繰越金		10,639,113	前期繰越金		10,639,113
収入の部合計(B)		48,906,803	支出の部合計		48,906,803
			次期繰越収支差額(B)-(C)		8,799,456

令和元年度事業計画

I. 労働保険事務処理に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理を図る。
- (2) 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等の的確な事務処理を行う。
- (3) 個人情報適切な保護及び管理を徹底する。

II. 組織の拡充に関する事業

- (1) 一人親方等の特別加入制度のパンフレットの配布を行うとともに、新規加入者には労災保険給付のしおりを配付するなど、当会及び労災保険制度の周知を図り、新規会員の加入促進を行う。
- (2) 東京都社会保険労務士会等の協力を得て、当会の周知と更なる利用の拡大を図る。

III. 研修、講習等に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターと協力を図り、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育に関する周知の徹底を行い業務災害防止に努める。
- (2) 建設業における特別加入制度の周知と活用促進に努める。

IV. 福祉の向上に関する事業

- (1) 一人親方会員福利厚生の実施に関する事業
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 家庭用常備薬のあっ旋
 - ③ オリジナル手帳の作成配付

(2) 社会保険労務士会員への助成に関する事業

① 会員拡張奨励金事業の継続実施

V. 広報活動に関する事業

(1) 東京SR経営労務センター会報（飛翔）に、当会の事業内容を掲載し周知を行う。

(2) 東京SR経営労務センターIT委員会との連携協力のもと、東京SR経営労務センターホームページ等を活用した広報と情報の提供を図る。

令和元年度収支予算

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和元年度 予算額	勘定科目		令和元年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		1,650,000	1. 事業費		18,450,000
2. 会費収入		34,400,000		(1) 広報活動費	1,550,000
3. 雑収入		77,000		(2) 研修会費	650,000
				(3) 支払手数料	450,000
				(4) 会員拡張奨励金	13,800,000
				(5) 年度更新業務費	2,000,000
			2. 管理費		19,196,600
				(1) 諸会議費	1,000,000
				(2) 事務委託費等需用費	18,196,600
			3. 予備費		300,000
当期収入合計(A)		36,127,000	当期支出合計(C)		37,946,600
			当期収支差額(A)-(C)		△1,819,600
前期繰越金		8,799,456	前期繰越金		8,799,456
収入の部合計(B)		44,926,456	支出の部合計		44,926,456
			次期繰越収支差額(B)-(C)		6,979,856

新役員紹介

会 長 川崎 秀明
副 会 長 滝口 修一
副 会 長 山本 昌之
副 会 長 吉永 晋治
理 事 石川 英豊
理 事 猪野 保正

理 事 植本 剛
理 事 薄井 正己
理 事 亀谷 康弘
理 事 佐尾 輝
理 事 田島 秀松
理 事 林 智子

理 事 平澤 貞三
常務理事 清野 博之
監 事 小林 幸雄
監 事 中川 一夫
顧 問 新堀 英行
顧 問 三井田信二

地図を読むこと

武蔵野ブロック 近藤 雅幸

なぜかこのところ毎年のように、交流のひろばの記事を書いているような気がする。ただ、何回も同じコラムを書いていると次第に種が尽きて、書くものがなくなってくる。

最初は趣味の登山のことを書いた。

自他ともに認める無芸大食なので2回目は早くも種が尽きて、「山には違いないが富士山という別格のアイコンを取り上げれば何とか格好がつくのでは」と思い富士山のことを書いた。

3回目にもなってくるとさすがに山のことは書けない。かといって他に思いつくネタもない。

困った。何かネタになるものはないかと思って、山にもっていく道具ザックから出して並べてみた。

ザック、山靴、ガスコンロ、ザイル、…どれを取りあげても山のことになってしまう。ナイフ、コッヘル、ヘッドランプ、コンパス、書き込みだらけでボロボロになった地図。…

待てよ？地図だったら書けそうな気がする。

そこで地図である。ニュースにもなっているからご存知の方も多だろうが、昨今、山での遭難が増えているという。滑落、疲労、クマやイノシシに襲われるなど、その原因は多岐にわたるが、今一番問題になっているのが、道迷いである。

先日高尾山を歩いていて、前を歩いていた女性二人組のパーティーを抜きかけたら、「あ。済みません。私たち遭難しちゃったんです。」と心細そうに声をかけてきた。歩いている人はいないが一般の登山道なので、そのまま下れば京王線の高尾山口駅にたどり着くはずだ。何が遭難なんだろうと思って、問いただしてみると。

高尾山の山頂から降りてきて、何とはなく知らないパーティーの後についてきたら、いつのまにかそのパーティーが見えなくなり、自分たちが今どこにいるのかわからなくなってしまったらしい。今まさに119番に電話して救助を呼ぼうと思っていたところだったのである。

女性たちはそこから駅まで案内してなんとか無事に済んだが、高尾山ではこんな119番が一日に一件以上あると聞く。

道迷いすることなく自分で山を歩くには、方向、距離、地形が正確に読み取れる国土地理院発行の「地形図」が必要である。ただ、これを持っているからといって道迷いがなくなるわけではなく「地形図」を読んで地形や、方向などを読み取れないと何の意味もない。

そこで必要になるのが読図（どくず）というス

キル。これは「地形図」から地形を読み取り、現在位置を特定し、目的の方向を読み取る技術である。一日二日で身につくようなものではなく、普段から「地形図」に親しみ、日ごろから実地で鍛えていないとマスターできない奥の深いスキルである。

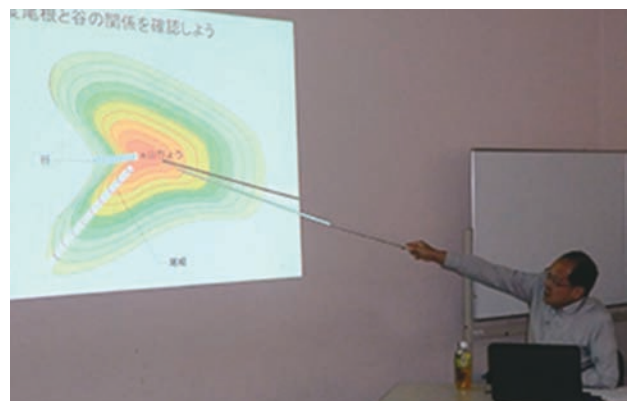
そのかわり、読図のエキスパートにもなると、その場所に行かなくても「地形図」を見ただけでその景色が目に浮かんでくる。もちろんコースを間違えてもすぐに気が付くので道迷いはしない。

登山愛好者やハイカーが自分で主体的に山に行きたいと思ったときまずぶつかるのが、この読図ができないという壁である。

そのため、いまはどこの登山教室でも「読図講習」は大人気である。実は私も年に2～5回ほど読図講習の講師をしているが、受講者を募集すると40人くらいの定員が最初の2日くらいで埋まってしまう。

読図講習の講師をしていて最近身にしみて感じるのが、社労士の業務と同じく、常日ごろの勉強が必要だということである。ほんの10年位前までは「地形図」というと、書店で売っている紙の2万5千分の1の地形図のことを指していたのだが、いまは国土地理院のホームページからダウンロードして使う「地理院地図」がメインとなっている。さらに「地理院地図」もどんどん機能が増えてきて、それを使いこなすことによって、得られる情報も飛躍的に増えてきている。

国土地理院もすでに紙の地形図には見切りをつけているようで、何年も前に更新をストップしてしまった。ところが偉い登山家の先生の中には、いまだに地形図は紙のものでなくてははいけないと、生徒に教えている人が多く、そういう先生に習った人が生徒になった時の対応が悩みの種である。



トイレでの出会い

中央ブロック 佐藤 康三

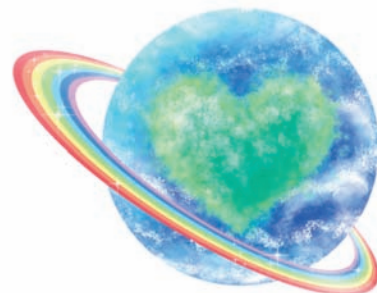
私たちは、1日に何人の人と出会っているのだろうか？仕事や会合で出会う人のみならず、駅や通りで袖振り合う人を含めると、何千人の人と出会っているのかもしれない。しかし、そのほとんどが身体の触れ合いはおろか、会話すらせず、ただ袖振り合うだけの存在である。電車で隣に座る人、旅行先で道を尋ねる人とは、おそらく一生においてただ1度だけの触れ合いの機会だと思われる。そう考えると、人との出会いは「一期一会」その瞬間瞬間かけがえのない瞬間であり、家族や同じ職場の仲間になるご縁は、奇跡ともいえる確率により結ばれたものであることが了解できる。

私は1999年の社労士試験に合格した。先輩社労士から「小学校から大学まで、同窓会には必ず顔を出して営業するように」と指導を受けた。そんな矢先、大学の同窓会が開催されることを知り、申し込んだ。ところが、当時の同窓会会長が経済界の有名人ということもあって、当日は200人を超す参加者で大盛況。しかも、そのほとんどが、すでに引退された高齢者だったので、これでは人脈づくりなんて難しいと感じ、失望してトイレに行った時だった。私の隣に立った男性がいきなり話しかけてきて「ここでは人脈作るのには難しいです。分科会で少人数の会があるので来ませんか？」と誘ってくれた。私は、二つ返事で参加の意向を示し、案内された当日参加した。自己紹介で「勤めていた会社が倒産し、今年社労士試験を受験して結果発表待ちです。」と話したところ、面倒見の良い大学の先輩達から社労士としてお前は何をやろうとしているのか？等と質問を受けた。正直、私はただ食っていくために社労士試験を受けたので、業務に対する夢など持ち合わせておらず、「助成金とか…」と苦し紛れに話したのを覚えている。そして、その会から2週間ほど経った頃だったと思う。総武線に乗り千葉方面に出かけていたところ携帯に着信があり「〇〇だけど…」と名乗られた。あまりに唐突だったので、

〇〇さんに思い当たらず誰だったろうか？と頭を巡らせて、しばらくしてやっと先日大学の同窓会で出会った大学の先輩であったことを思い出した。「子会社が保険の代理店をやっていて、顧客に助成金の案内をしている。顧客を紹介するので直接契約し、助成金の手続きしてくれる社労士を探している。どうだ、やってみないか？」との話。びっくり仰天して早速先輩の勤める会社に出向き、子会社の担当者と協議して手続きさせて頂くことが決定した。

私は、サラリーマン時代総務部員として勤務したことがあったが、経理業務が主だったので人事労務の経験はほとんどなかった。助成金の手続きをさせて頂くことで、会社の就業規則や賃金規程を見ることが出来、助成金手続きだけではなく、会社の抱える労務問題を直接経験することが出来た。この経験がなければ、社労士としての業務を開始できなかったのではなかろうかと思う。

あの時のトイレでの出会いが私に救いをもたらした。トイレに立った1分未満の出会いが、私に社労士業務実務の機会を与えてくれた。トイレで出会った彼は、同じ大学の同じ学部の同期であったことが後にわかった。ただ、彼は夜間部に在学していたため、学生時代に知り合う機会がなかった。私が現在社労士として仕事をすることが出来るのは、彼が声をかけてくれたからと、今でも「命の恩人」として彼とお付き合いさせて頂いている。



開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

「①社会保険労務士」向け及び「②関与先企業様」向け

「使用者賠償責任保険制度」

加入のご案内

ご加入者特典

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用できるようになりました。詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

- 従業員が業務上の事由または通勤途上で身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

保険期間 2019年3月31日午後4時～2020年3月31日午後4時

申込期日 2019年3月15日(金) ※中途加入は、毎月10日までの申込で当月月末から補償開始(但し、取り扱いは4月から2月まで)

加入方法 下記の本制度専用サイト「お見積り請求フォーム」よりお手続きをお願いします。

①社会保険労務士向け制度:すべての開業並びに社労士法人事務所において、「万が一の予期せぬリスクへの備え」として、ご加入のご検討をいただきますようご案内します。

②関与先企業様向け制度:社労士の関与先企業様のみが加入できる独自の保険制度です。

お願い

本制度につきましては、「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社」が責任をもってご説明いたします。社労士の皆様におかれましては、同社へ関与先企業様をご紹介いただく、または、関与先企業様への同社ホームページご案内にご協力ください。

両制度ともに、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。関与先企業様向け制度について、社労士の皆様におかれましては、本制度の保険代理店・保険募集人ではありませんことから、本制度をご説明いただくことはできませんのであしからずご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(略称「TAC」)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

●問い合わせ電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時～17時)

●本制度専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/>

TAC 使用者賠償責任保険

で 検索

このサイトより、お見積り請求、各種ご照会、チラシ・パンフのダウンロード等が可能です。

※パンフレット閲覧用パスワード 4873hoken

●事務幹事代理店: 有限会社エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12

TEL 03-6225-4873(受付:平日9:30～17:30)

●引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(担当窓口)広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153(受付:平日9:00～17:00)

①社会保険労務士向け制度:この保険制度は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする「労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)」「雇用関連賠償責任担保特約条項付施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)」の団体契約です。

②関与先企業様向け制度:この保険制度は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、左記連合会に登録されている開業会員等の関与先である法人または個人事業主を被保険者とする被保険者明細付契約です。

③上記①②ともに、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。

◎この案内は、概要について説明したものです。詳細は、パンフレットまたは本制度専用サイトに掲載の保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

2019年1月作成 18-R13534

ハローワーク飯田橋からのお知らせ

2020年（令和2年）4月から特定の法人について、電子申請が義務化されます。

□雇用保険事務手続きの電子申請義務化のご案内

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、雇用保険法施行規則が一部改正され、**特定の法人（資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）**が行う下記の雇用保険手続きに関し、**電子申請が義務化されます**ので、お知らせいたします。

令和2年4月1日以後の事業年度の開始日（例えば、3月決算の法人の場合では、令和2年4月1日）から、電気通信回線の故障や災害などの理由により、困難と認められる場合を除き、必ず電子申請で行なっていただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、特定の法人の適用事業所が労働保険事務組合や社会保険労務士を通じて行う雇用保険の被保険者関係システムについても、電子申請義務化の対象となります。

- 雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
- 雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）
- 雇用保険被保険者転勤届（様式第10号）
- 高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3）
- 高齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3の2）
- 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5）
- 育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2）

（注）高齢雇用継続給付支給申請のうち、高齢再就職給付金を除く。

□雇用保険電子申請相談コーナーのご案内

ハローワーク飯田橋では、3階雇用保険適用課に雇用保険電子申請相談コーナーを設置し、専門のアドバイザー（社会保険労務士）が、電子申請に関する説明・相談、電子申請の体験・デモンストレーションの実施や事業所訪問による相談を承っております。初めての場合でも、お気軽にご利用ください。

**2020年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されます。**

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の**手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなります。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

**一部の
手続とは**

- | | |
|------------------------|---|
| 健康保険
厚生年金保険 | <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者報酬月額算定基礎届 ○被保険者報酬月額変更届 ○被保険者賞与支払届 |
| 労働保険 | <ul style="list-style-type: none"> ○継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書 <ul style="list-style-type: none"> ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書） ・増加概算保険料申告書 |
| 雇用保険 | <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者資格取得届 ○被保険者資格喪失届 ○被保険者転勤届 ○高齢雇用継続給付支給申請 ○育児休業給付支給申請 |

（注意事項）

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度**から適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - (1) 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2) 労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

○詳細については、健康保険（協会けんぽ管掌の事業所に限る）・厚生年金保険に関する手続は年金事務所、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。



【電子申請の事務化に関わるご案内リーフレット】

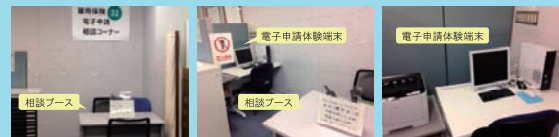
事業主の皆様へ

ハローワーク飯田橋 雇用保険電子申請相談コーナーで

雇用保険被保険者資格取得届等事務手続きの

**電子申請
体験・デモンストレーション**
してみませんか

専門の雇用保険電子申請アドバイザー（社会保険労務士）がマンツーマンで、相談・支援を行いますので、初めての場合でもお気軽にご利用ください



- 予約制だからじっくりゆったり体験・相談できます
- お時間がない場合は、訪問してご相談しています
- 相談コーナーに併設していますので、相談のみでも利用可能

電子申請のPoint

- Point1** 24時間・365日 いつでも申請可能です
- Point2** 個人情報の持ち運びが不要です
- Point3** 時間とコストをかけずに申請できます

重要なお知らせ

令和2年4月から資本金・出資金が1億円を超える法人や相互会社などの特定の法人は、電子申請が義務化されます

ご相談
予約申込み 32番窓口 平日（閉庁日を除く）9時～12時 13時～17時
〒112-8577 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 3階
（電話番号）直通はありませんので雇用保険適用課（ℓ03-3812-8609自動音声案内部門コード21#）へご連絡ください



（ハローワーク飯田橋 R107#）

【雇用保険電子申請相談コーナーのご案内リーフレット】

詳細やご不明な点は、事業所管轄のハローワーク（雇用保険適用部門）へ

ハローワーク飯田橋の場合 雇用保険適用課 電話 03-3812-8609 自動音声案内部門コード 21#

中央労働基準監督署からのお知らせ

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント 1

パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後 1 年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後 3 年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年 6 月 5 日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の **3 つの要素** を **すべて** 満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラにあたりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的な内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的な内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関する Q & A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

- ・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント 2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する **国・事業主・労働者の責務が明確化**^{*} されます（パワハラ、いわゆるマタハラも同様（2、4も同じ。））
※ セクハラ等を行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が **不利益な取扱いを行うことが禁止** されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への **協力を求められた場合にこれに応じるよう努める** こととされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が **拡大**^{*} されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

【東京SR経営労務センター顧問弁護士就任のご挨拶】

南青山 J & M 総合法律事務所

代表弁護士 樋口 治朗 (ひぐち じろう)



弁護士の樋口治朗と申します。この度、東京SR経営労務センターの顧問弁護士に就任できましたこと、大変光栄に思っています。

この素晴らしいご縁を契機として、今後さらに、人事労務問題対応に注力していきます。

昨今変化が大きい法令、裁判例の動向を的確に把握することはもちろん、社労士の先生方との連携をより一層深めていく所存です。また、企業が直面する「社員のメンタル疾患対応」サポートにも取り組んでいく予定です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご活用ください!!

東京SR経営労務センターでは、社労士会員の皆様・委託事業所の皆様に、様々な支援事業を行っています。

- ◇ 従業員の退職金を計画的に準備できる「中小企業退職金共済制度」及び事業主等経営者の退職金制度とも言われる「小規模共済」の加入をお手伝いしています。
- ◇ 割安な掛金で就業中・日常を問わないケガの補償をする「傷害福祉共済」の加入をお手伝いしています。
- ◇ 将来の生活設計のために「総合型確定拠出年金」の加入をお手伝いしています。
- ◇ 企業の福利厚生をアウトソーシングする「ベネフィット・ステーション」への入会をお手伝いしています。
- ◇ (株)パソナが行う「事業所のメンタルヘルスケア」、無料で人材を紹介する「パソナキャリアの再就職支援」、「人材派遣」をご案内しています。
- ◇ ベストな「勤怠システム導入」の相談をお手伝いしています。
- ◇ 労働新聞社が販売する「業務用図書割引」をご利用いただけます。
- ◇ (株)リベントが行っている心に残る「ご葬儀」を割引価格でご利用いただけます。
- ◇注 従業員や家族の「定期健康診断」や「人間ドック」の受診を割引価格で受診いただけます。
- ◇注 「家庭用常備薬」をあっ旋価格で購入いただけます。

※ 注の事業は、東京SR経営労務センターの会報「飛翔」8月・1月発行に同封します。

また、1人親方会員の皆様には12月初旬に送付している「ポケット手帳」に同封します。

編集後記

- ▶ この「飛翔」の構成や今年度のレクリエーションを決める会議に初めて出席し、委員会のメンバーの活発な議論、チームワークに感心させられました。委員長を含む前期からの心強いメンバー6人といつも頼りになる事務局の皆さんについていだけます。頼りない担当副会長でごめんなさい。どうぞよろしくお願いいたします。(亀谷)
- ▶ 先日、神奈川県丹沢大山に登りました。登山経験豊富な同行メンバーが準備万端な装備で訪れる中、一人、高尾山に行くような軽装備で集合し、こんなに本格的だったのかと青ざめました。あいにくの悪天候で雨がぱらつく中、同行者からストックを1本借りて滑らないように慎重に歩を進め、無事に登頂と下山のミッションをクリアしました。来月は富士山を目指しますので、とりえず登山靴とストックなど、形から揃えたいと思います。(永田)

担当副会長／亀谷康弘

会員委員会／飯塚加壽子、安田恵子、折笠総子、近藤雅幸、佐藤康三、永田幸江

◆表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです◆